

熊本市DX環境整備事業補助金

【 令和7年度（2025年度）第2弾 募集要項 】

受付期間

受付開始：令和7年（2025年）10月 1日（水）

受付締切：令和7年（2025年）12月 26日（金）【予算に達し次第、締切】

※申込順に審査を行い、予算額に達し次第、募集を締め切ります。

申込書類等の提出先・問合せ先

熊本市 経済政策課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話：096-328-2950

FAX：096-324-7004

E-mail：keizaiseisaku@city.kumamoto.lg.jp

◇「申込時提出書類」（P. 14参照）は、メール又は郵送によりご提出ください。

（※送付時は封筒の表に「熊本市DX環境整備事業補助金 申込書類在中」とお書きください。）

ご注意・ご連絡事項

◇申込の際、提出書類等の漏れがないよう十分にご注意ください。

◇本募集要項及び提出書類一式は熊本市ホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.city.kumamoto.jp/>

熊本市 DX環境整備事業補助金

検索 

令和7年（2025年）12月

熊本市 経済政策課

【 目 次 】

◆ 「重要説明事項」（申込にあたっての注意点）	1
I 本事業について	3
1. 事業の目的	3
2. 補助対象者	3
3. 補助対象事業	5
4. 補助対象経費	6
5. 補助率及び補助上限額	8
6. 申込手続き	9
7. 事業実施期限	10
8. 留意事項	10
9. その他	11
II. 参考資料	12
III. 申込時提出書類	14
IV. 提出書類様式等（記入例）	15

「重要説明事項」（申込にあたっての注意点）

本補助金に係る重要説明事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認、ご理解いただいたうえでの申込をお願いいたします。

1. 本補助金事業は、「熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）」に基づき実施されます。

補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。なお、申込書類の作成・提出に際しては、添付資料の「補助要件に適合することを確認するための補足資料」において、「補助金の申込・申請に際し、提出書類の記載内容に偽りがない」旨を誓約いただきますので、事実と異なる記載内容での申込・申請とならないよう十分にご確認ください。

2. 補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です。

補助事業は、採択・交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容等の変更を希望する場合（軽微な変更を除く）には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめその承認を受けなければなりません。

3. 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合、補助金は受け取れません。

補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容のわかる関係書類等を定められた期日までに提出しなければなりません。

もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。

4. 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

補助金交付決定後であっても、実績報告書等の確認時に支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した等の場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出することになります。

5. 補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関する帳簿および挙証書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、熊本市からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。また、補助事業完了後、実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

6. 国・県・市町村が補助する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一内容の事業について、国・県・市町村が補助する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業は補助対象事業となりません。

7. 補助金は1対象者につき、年度内1回限りの交付となります。

8. アンケート調査等について

本補助金の採択事業者等に対し、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査等を実施することがあります（補助事業完了後のフォローアップ調査含む）ので、その際にはご協力ををお願いいたします。なお、アンケート等に際してご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する場合があります。

9. その他

申込者・補助事業者は、本募集要項、交付要綱等の案内に記載のない細部については、熊本市からの指示に従うものとします。

I. 本事業について

1. 事業の目的

小規模企業者、中小企業者、又はこれらを主体とする組合若しくは任意団体が実施するDX環境整備事業及び海外デジタルプロモーション事業に対し必要な経費の一部を補助することで、デジタル技術を活用した業務変革を促進し、もって本市経済の活性化に資することを目的とします。

2. 補助対象者

本事業の補助対象者は、次の（1）から（3）に掲げる要件をいずれも満たす小規模企業者及び中小企業者等であることとします。

（1）小規模企業者、中小企業者、又はこれらを主体とする組合若しくは任意団体であること。（次の①②をすべて満たすこと。）

① 熊本市内に本社または主たる事業所を有するもの。（団体の場合は、2分の1以上が熊本市内に本社または主たる事業所を有するものをもって組織されたもの。）
② 小規模企業者、中小企業者、又はこれらを主体とする組合若しくは任意団体であること。

※小規模企業者とは、補助対象業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業に属する事業を主たる事業として営むものについては5人以下）の事業者をいいます。

※中小企業者とは、補助対象業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が300人以下（卸売業、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては100人以下、小売業に属する事業を主たる事業として営むものについては50人以下）の事業者をいいます。

※「補助対象業種」は、P. 12「参考1」を参照ください。なお、業種は営む事業の内容と実態から判断します（現に行っている事業の業態、または今後予定している業態によって、業種を判定します）。

※発行済み株式の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する等の「みなし大企業」に該当する事業者は、補助対象者から除かれます。「みなし大企業」の定義は、P. 14「参考2」を参照ください。

※補助対象者の範囲は以下のとおりです。

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none">・会社および会社に準ずる當利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、協同組合等の組合、任意団体) (商工業者であること)・個人事業主 (商工業者であること)	<ul style="list-style-type: none">・医師、歯科医師、助産師・系統出荷による収入のみである個人農業者 (個人の林業・水産業者についても同様)・一般社団法人、公益社団法人・一般財団法人、公益財団法人・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人・農事組合法人 ・社会福祉法人 等

※本事業では、以下の方は「常時使用する従業員」に含めないものとします。

- (a). 会社役員 (ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。)
- (b). 個人事業主本人および同居の親族従業員
- (c). (申込時点で) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員
* 法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者
- (d). 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - (d-1). 日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者 (ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。)
 - (d-2). 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員 (※1)」の所定労働時間に比べて短い者

※1 「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員 (1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である) はパートタイム労働者とします。

「(d-2)パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 次に掲げる「熊本市DX環境整備事業補助金の交付を受けるものとして不適当な者」に該当しない者であること。

- ・熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者。

※本事業への申込に際して、「熊本市DX環境整備事業補助金の交付を受けるものとして不適切な者」に該当しないことを申込書の提出時に誓約いただくことを必須とします。

※「熊本市暴力団排除条例」については、P. 13「参考3」を参照ください。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の（1）、（2）に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。

（1）策定した「補助事業計画」に基づいて実施する、DX環境整備事業及び海外デジタルプロモーション事業であること。

（2）以下に該当するものではないこと。

- ・同一内容の経費について、国や県、市町村が補助する他の制度（補助金、委託費等）と重複するもの。

※同一の補助経費について、重複して他の補助金等の公募に応募すること自体は差し支えありませんが、重複して他の補助金等を受け取ることはできません。本補助金の採交付決定を受けた後、他の補助金等を受け取ることを選択された場合は、速やかにご連絡ください。

- ・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの。

4. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次の①、②の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 捉証資料等によって経費の内容と支払金額が客観的に明確に確認できる経費

(2) 補助対象となる経費について

- ・補助対象となる経費は、経費の支払いの日時、経費の詳細な内容、金額等が客観的に明確に確認できる支出関係（見積り・支払い）の捉証資料を提出できるもののみが対象となります。（自作した資料は客観性がないため、捉証資料と認められません。）
- ・補助対象となる経費の支出関係書類の宛名は、本補助金の交付決定を受けた「補助事業者名」で統一してください。例えば、宛名が空欄のものや従業員等の個人名が記載された領収書は、補助事業者宛に発行された領収書と認められません。また、銀行振込による支払の場合は、振込元の銀行口座名や振込依頼人名が補助事業者である必要があります。
- ・領収書等に経費内容の詳細が記載されていない場合は、詳細が分かる明細資料（請求書や支払明細書など）が合わせて必要です。

(3) 電子商取引等について

電子商取引を行う場合でも、上記（1）②のとおり「捉証資料等によって経費の内容と支払金額が客観的に明確に確認できる経費」のみが対象となります。

取引相手先によく確認し、補助金で求められる、仕様提示、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、適切な経理処理の捉証となる書類（取引画面を印刷したもの等）を整理・保存・提出ができるとを把握してから取引をしてください。

実際に経費支出を行っていたとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が確認できる取引画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類が提出できない等の場合には、補助対象にできません。

また、いわゆる電子マネーでの支払をしようとする場合でも、補助事業者からの支出であることに加え、上記と同様、補助金で求められる、一連の経理処理の捉証となる書類を整理・保存・提出ができるものであることが必要です。

(4) 補助対象となる経費は、次に掲げる補助事業に関する経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。

補助対象となる経費（本事業に係るものに限る）

- ① DX環境整備事業に関するデジタル人材関連費
- ② DX環境整備事業に関するデジタルツール導入費及びセキュリティ対策費
- ③ 海外デジタルプロモーション事業に関するデジタルコンテンツ制作費

※③については、①または②と併せての申請が必要となります。

【各経費の説明】

① DX環境整備事業に関するデジタル人材関連費

研修受講料、資格受験料、講師謝金、その他デジタル人材の確保・育成に係る経費

- ・補助事業期間外に実施される事業（研修等）の経費は補助対象となりません。
- ・資格受験料の対象となる試験については、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が実施する試験とします。
- ・提出していただく挙証資料は下表のとおりです。

	交付申請時	実績報告時
研修受講料	金額がわかるチラシ等	研修修了証の写し又は領収書等
資格受験料	金額がわかるチラシ等	領収書等
講師謝金、その他デジタル人材の確保・育成に係る経費	見積書等	実施したことがわかる資料及び領収書等

② DX環境整備事業に関するデジタルツール導入費及びセキュリティ対策費

デジタルツール導入費：初期費用、ソフトウェア購入費、月額使用料、機器購入費

その他のデジタルツール導入に係る経費

セキュリティ対策費：セキュリティソフト購入費、月額使用料、

その他のサイバーセキュリティ対策に係る経費

- ・デジタルツール導入費に係る初期費用は、設置や配線、初期設定、利用者のトレーニング等に係る経費が対象となります。
- ・新規購入に係る経費が補助対象であり、機器の買い替え、リース料・レンタル料は補助対象とはなりません。
- ・SaaS等月額使用料が発生する場合、令和8年1月末日までの使用料を対象とします。
- ・汎用性の高い機器（PC、タブレット等）の経費はソフトウェアと併せて導入する場合のみ補助対象とします。ただし、DX環境整備事業に係る費用に限ります。

③ 海外デジタルプロモーション事業に関するデジタルコンテンツ制作費

海外向けのホームページ、商品紹介・ブランドPR用の動画制作費

- ・翻訳費、撮影費、編集費は補助対象となりますが、TV、動画配信サイト、SNS等での広告に係る出稿費やホームページ管理費は対象となります。
- ・新たにホームページまたは動画コンテンツを制作する際には、外国語版の制作を必須とし、日本語版のみの制作は対象となります。
- ・交付申請時に、外国語版の制作が確認できる見積書等の提出が必要です。
- ・実績報告時に、作成した制作物を電子データ（リンクでも可）でご提出ください。

(5) (4) の①から③に掲げる各費目に係る経費以外は、補助対象外となります。また、①から③に掲げる経費においても、以下に該当する経費は対象となりません。

- ・補助事業の目的に合致しないもの
- ・必要な経理書類を用意できないもの
- ・自社内部の取引によるもの（補助事業者が補助事業者以外から調達したもののうち、①から③に掲げる経費のみ補助対象とする。）
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・金融機関等への振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする。）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- ・公租公課（消費税・地方消費税は、補助対象外とする。ただし、旅費に係る出入国税は補助対象とする。）
- ・各種取引の変更やキャンセルに係る手数料等
- ・補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(6) その他、補助対象経費全般にわたる留意事項

- ・補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ挙証書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
- ・小切手、手形（自社振出・他社振出とも）、仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券等による支払は認められません。また、値引・割引された金額は補助対象外となります。

5. 補助率及び補助上限額

補助率及び補助上限額は、以下のとおりです。補助金の額は、各補助対象経費の区分における補助金の額を合算した額となります。

補助事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
D X 環境整備事業	デジタル人材関連費	1／2 以内	10 万円
	デジタルツール導入費及びセキュリティ対策費	1／2 以内	20 万円
海外デジタルプロモーション事業	デジタルコンテンツ制作費	1／2 以内	10 万円

※本制度は補助事業であり、支払を受けた補助金については、原則として、融資のように返済の必要がありません。

※申請された事業内容や経費の妥当性などについて、審査を行い、予算の範囲内で補助額を決定します。必ずしも申請額と同額で補助金が交付されるものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

※主な審査項目は以下のとおりです。

【①DX環境整備事業】

	審査項目	着眼点
1	課題の把握・認識	自社内部の現状や外部環境を踏まえ、課題を適切に把握・認識しているか。
2	人材の確保・育成	DXの推進に必要となるデジタル人材の確保や育成が見込めるか。
3	デジタルツール導入効果	導入するデジタルツールやサイバーセキュリティは、課題解決に向けて定性・定量的な効果が見込めるか。
4	DXの推進に向けた展望	DXの推進に向けた取組について将来性・継続性が見込めるか。

【②任意事業（海外デジタルプロモーション事業）】

	審査項目	着眼点
1	課題の把握・認識	自社内部の現状や外部環境を踏まえ、課題を適切に把握・認識しているか。
2	海外（米国を除く）デジタルプロモーションの効果	実施するデジタルプロモーションが販路拡大に繋がる手段の構築として適切な内容となっているか。

6. 申込手続き

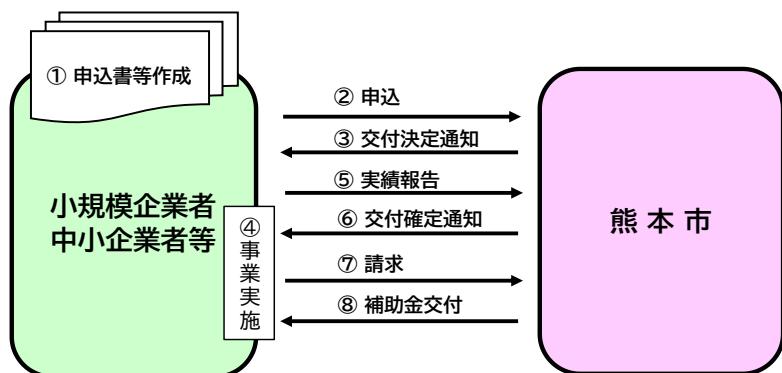
（1）受付期間と手続きの流れ

受付開始：令和7年（2025年）10月1日（水）

受付締切：令和7年（2025年）12月26日（金）

※申込順に審査を行い、予算額に達し次第、募集を締め切ります。

※原則、本事業への着手予定日の2週間前までに申込してください。



① 以下の書類を作成してください。

- ・熊本市D X 環境整備事業補助金交付申込書（様式第1号）
- ・補助事業計画書
- ・補助要件に適合することを確認するための補足資料
- ・市税滞納有無調査承諾書

② 上記①一式及び挙証資料をあわせて、以下（2）に記載の申込先までメール又は郵送（封筒等に「熊本市D X 環境整備事業補助金 申込書類在中」と記載）にて提出してください。

※Ⅲ. 申込時提出書類（P. 14）もご参照ください。

※必要に応じて追加資料の提出および説明を求めることがあります。また、提出書類等の返却はいたしませんので、必ず写しを保管してください。

（2）提出書類の申込先・問合せ先

熊本市 経済政策課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号 096-328-2950

E-mail keizaiseisaku@city.kumamoto.lg.jp

※問合せ等の受付時間は、8:30～12:00、13:00～17:15（土日祝日除く）です。

（3）応募件数

同一事業者もしくは同一の代表者からの申込は当該年度において1件までとします。

※万が一、複数申込が判明した場合には、初回申込分を除いてすべて無効となります（交付決定後に複数申込が判明した場合も、遡って交付決定を取り消します）。

※複数の屋号を使用している個人事業主も応募は1件のみです。

7. 事業実施期限

事業実施期限は令和8年（2025年）1月末までです。

8. 留意事項

本事業への申し込みにあたっては、以下にご留意ください。

（1）交付申込

- ・補助事業計画書の補助対象経費内訳表の記入にあたっては、消費税・地方消費税を除外した金額で申請してください。
- ・補助金の交付審査は、提出書類により行いますので、不備のないよう十分ご注意ください。

（2）交付決定

- ・事業内容や経費の妥当性等を勘査し、予算の範囲内で交付決定しますので、申請額と同額にならない場合があります。
- ・交付決定時点で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、申請書類の訂正・再提出を求めます。（交付決定を受けても対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助金の交付額の確定をします。）

- ・交付決定を受けた後、補助事業の内容等を変更しようとする場合、または補助事業を中止（一時中断）、廃止（実施取りやめ）する場合は、事前に熊本市の承認を得なければなりません。

（3）補助金の交付

- ・補助事業を完了した日から30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書類及び補助対象経費の支出の拠証資料（領収書等）を提出しなければなりません。
- ・実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。（本事業では概算払いは認められません。）

（4）補助対象事業の経理

- ・補助対象事業に係る経理についての帳簿や支出の拠証資料等は、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間（令和13年（2031年）3月31日まで）保存しなければなりません。

9. その他

- ・原則として、補助事業完了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認が出来ない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- ・補助事業完了後、実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ・補助事業者が「熊本市補助金等交付規則」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けるなど）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかな場合、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。
- ・本補助金の交付決定事業者等に対し、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査を実施することがあります（補助事業完了後のフォローアップ調査含む）ので、その際にはご協力を願いいたします。なお、アンケートに際してご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する場合があります。

II. 参考資料

【参考1】補助対象業種について

日本標準産業分類（令和5年7月改定）中、以下の分類に規定する業種が本事業の補助対象業種となります。

E 製造業	G 情報通信業
09 食料品製造業	39 情報サービス業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	I 卸売業、小売業
11 繊維工業	50 各種商品卸売業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	51 繊維・衣服等卸売業
13 家具・装備品製造業	52 飲食料品卸売業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
15 印刷・同関連業	54 機械器具卸売業
16 化学工業	55 その他の卸売業
17 石油製品・石炭製品製造業	56 各種商品小売業
18 プラスチック製品製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
19 ゴム製品製造業	58 飲食料品小売業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	59 機械器具小売業
21 窯業 土石製品製造業	60 その他の小売業
22 鉄鋼業	61 無店舗小売業
23 非鉄金属製造業	M 宿泊業、飲食サービス業
24 金属製品製造業	76 飲食店
25 はん用機械器具製造業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
26 生産用機械器具製造業	
27 業務用機械器具製造業	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
29 電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	

日本標準産業分類の規定内容の詳細については、以下の総務省のホームページにてご確認ください。

「総務省 日本標準産業分類（令和5年7月改定）（令和6年4月1日施行）一目次」

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05koumokusetsumi.html

【参考2】みなし大企業について

次のいずれかに該当する者は「みなし大企業」として、本事業の補助対象外とします。

- ・発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（※1）が所有している法人
 - ・発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している法人
 - ・大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人
- ※1 ここでいう大企業とは、中小企業基本法に定義する中小企業者（※2）以外のものです。ただし、以下のものは大企業として取り扱いません。
- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※2 中小企業基本法に規定する中小企業者は以下のとおりです。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

【参考3】熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）について

◆熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 事業者で次に掲げるものをいう。
 - ア 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

III. 申込時提出書類

※ご自身での確認のため、用意できた提出物にチェック☑を付けてください。

提出物【必須】		提出部数	備考
<input type="checkbox"/>	①交付申込書（様式第1号）	原本1部	
<input type="checkbox"/>	②補助事業計画書	原本1部	
<input type="checkbox"/>	③補助要件に適合することを確認するための補足資料	原本1部	
<input type="checkbox"/>	④市税滞納有無調査承諾書	原本1部	
<input type="checkbox"/>	⑤補助対象経費の見積書など	写し1部	補助事業計画書（補助対象経費内訳表）に記載の補助対象経費の金額の客観的な根拠となる資料（見積書や金額等を表示したホームページ画面等の写しなど）を添付してください。
<input type="checkbox"/>	⑥受講する研修、受験する資格試験、講師が分かる資料など	写し1部	
<input type="checkbox"/>	⑦購入するソフトウェアのカタログなど	写し1部	
提出物【任意】		提出部数	備考
<input type="checkbox"/>	⑧デジタルコンテンツ制作がわかる資料など	写し1部	外国語版の制作が確認できる資料を添付してください。

IV. 提出書類様式等

次ページより掲載

【記入例】

様式第1号（第9条関係）

熊本市DX環境整備事業補助金交付申込書

令和X年X月X日

熊本市長（宛）

	住 所	熊本市中央区手取本町1番1号
申込者	企業名	株式会社ひごまる
代表者の職名（「代表取締役」など）も記載してください。	(団体名)	
	代表者	代表取締役 肥後丸 太郎

熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 補助事業の名称 DX環境整備事業（海外デジタルプロモーション事業）

2 補助事業の内容 補助事業計画書のとおり

3 補助対象経費 補助事業計画書のとおり

4 補助金の交付申込額 補助事業計画書のとおり

5 補助事業完了予定日 令和X年 X 月 X 日

※補助事業が完了し、かつ、その事業代金の支払が完了する予定の日付

5 添付資料

- (1) 補助事業計画書
- (2) 補助要件に適合することを確認するための補足資料
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 市税滞納有無調査承諾書
- (5) その他市長が必要と認める書類

補助事業計画書

記入例

＜申請者の概要＞

※全ての欄が必須記入です。欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。

＜補助事業の内容＞

① デジタル人材の確保・育成

自社の抱える課題	○○○○○○○○○○○○○○
研修名や講演名、資格名	○○○○○
実施日時	○○○○年○○月○○日 (○) ○○ : ○○～○○ : ○○
受講者数、受験者数	○○部 10名
研修、試験の内容	○○○○○○○○○○○○○○○○
期待する効果	○○○○○○○○○○○○○○○○
今後の展望	○○○○○○○○○○○○○○○○

※研修や講演、受験する資格がわかる資料を添付してください。

※全ての欄が必須記入です。

② デジタルツールの導入またはサイバーセキュリティへの対応

自社の抱える課題	○○○○○○○○○○○○○○	
導入するツールまたはソフト	ツール名 ソフト名	○○○○○○○○○○○○○○
	提供企業	○○○○○○○○○○

ツール・ソフトの概要	○○○○○○○○○○○○○○
期待する定性的・定量的な効果	○○○○○○○○○○○○○○
今後の展望	○○○○○○○○○○○○○○

※導入するツールまたはソフトが分かる資料（パンフレット・カタログ等）を添付してください。

※全ての欄が必須記入です。

③ 海外（米国を除く）デジタルプロモーション事業

※全ての欄が必須記入です。

※外国語版の制作が確認できる資料を添付してください。

＜補助対象経費内訳表＞

(単位：円)

経費区分	事業に要する経費 (税抜)	内容及び積算明細
(1) デジタル人材関連費	70,000	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講料 30,000円 ・講師謝金 40,000円
① 補助金の交付申込額	35,000	<ul style="list-style-type: none"> * (1) ×補助率 1 / 2 以内 (千円未満切り捨て) * 上限は 10 万円

(2) デジタルツール導入費	400,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア購入費 400,000円
(3) セキュリティ対策費	100,000	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティソフト購入費 100,000円
② 補助金の交付申込額	200,000	<ul style="list-style-type: none"> * { (2) + (3) } ×補助率 1 / 2 以内 (千円未満切り捨て) * 上限は 20 万円

(4) デジタルコンテンツ制作費	180,000	<ul style="list-style-type: none"> ・自社ホームページ制作費 (日本語・中国語・英語翻訳) 80,000円 ・韓国語版商品PR動画制作費 100,000円
③ 補助金の交付申込額	90,000	<ul style="list-style-type: none"> * (4) ×補助率 1 / 2 以内 (千円未満切り捨て) * 上限は 10 万円

補助申請額の合計 (①+②+③)	325,000	熊本市DX環境整備事業補助金
---------------------	---------	----------------

※金額の根拠となる資料（見積書等）を添付してください。

※欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。

＜資金調達方法＞

(単位：円)

区分	金額(円)	内容
1 自己資金	425,000	
2 市補助金	325,000	熊本市D X 環境整備事業補助金
3 その他	0	
合計	750,000	

【記入例】

補助要件に適合することを確認するための補足資料

令和X年X月X日

熊本市長 (宛)

住 所 熊本中央区手取本町1番1号
申込者 企業名 株式会社ひごまる
(団体名)
代表者 代表取締役 肥後丸 太郎

I. 【法人のみ回答（必須）】みなしだ企業に該当するか否か（①、②のいずれか一つを選択）

- ① () 該当しない
② () 該当する *該当する事業者は対象外のため、申請できません。

II. 熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当するか否か（①、②のいずれか一つを選択）

- ① () 該当しない
② () 該当する *該当する事業者は対象外のため、申請できません。

III. 補助金の申請に際し、提出書類の記載内容に偽りがないことを誓約するか否か（①、②のいずれか一つを選択）

- ① () 誓約する
② () 誓約しない *誓約しない事業者は対象外のため、申請できません。

IV. 補助事業として取り組むものが、国・地方公共団体等の他の補助金を同時に受けている（受ける予定がある）か否か（①、②のいずれか一つを選択）

- ① () 該当しない
② () 該当する

記入例

担当課

経済政策課

市税滞納有無調査承諾書

熊本市物産展等出展支援事業補助金申請に伴い、熊本市市税（延滞金含む）の納付状況について下記の内容を調査されることを承諾します。

令和X年X月X日

熊本市長宛

申請者 所在地又は住所 熊本市中央区手取本町1番1号

フリガナ

カブシキガイシ

商号又は名称

株式会社ひごま

フリガナ

ダイヒョウトリシマリヤク

ヒゴマル タロウ

代表者職氏名

代表取締役 肥後丸

法人の場合は、代表者の方の職名（代表取締役など）もご記入ください。

電話番号

096-XXX-XXXX

納税課確認欄

以下は、熊本市役所納税課の記載欄になります
ので、記入しないでください。

申請者

1. 滞納なし

2. 滞納あり 市民税(特徴・普徴) 固定資産税 法人市民税

軽自動車税 事業所税 特別土地保有税

その他 ()

3. 滞納あり (分割納付約束履行中)

(滞納解消予定期限 年 月 日)

上記のとおり確認しました。

令和 年 () 月 日

納 税 課 長